

中小政策審議会企業制度部会及び 法制審議会会社法部会における論点比較

平成16年11月
中小企業庁

会社法改正に係る論点比較表

会社法部会の要綱案の決定は11月17日が予定されている。

		中小企業政策審議会・企業制度部会 「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」(平成15年5月)	法制審議会・会社法部会 「会社法制の現代化に関する要綱案(第三次案)」 (平成16年10月時点)
機関	取締役会の設置	中小企業が実態にあわせて機関設計できるよう、譲渡制限株式会社における取締役会と代表取締役の設置を任意化し、現行有限会社と同様の扱いとすべき。	<ul style="list-style-type: none"> すべての株式会社には、株主総会のほか、取締役を設置しなければならない。 株式譲渡制限会社以外の株式会社には、取締役会を設置しなければならない。
	監査役 の設置	監査役を設置を任意化すべき。	取締役会を設置しない場合は監査役を設置は任意。 取締役会を設置する場合は、監査役(監査役会を含む。)又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。ただし、大会社以外の株式譲渡制限株式会社において、会計参与を設置する場合には、この限りではない。
	取締役 の員数	譲渡制限株式会社については有限会社並みに1人でよいこととすべき。	取締役会を設置しない株式会社の取締役の員数は、1人で足りるものとする。
	取締役・ 監査役 の任期	譲渡制限株式会社については有限会社並みに自由に決められることとすべき。	株式会社(委員会等設置会社を除く。)の取締役の任期は原則として選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとし、監査役の任期は原則として選任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとするものとする。ただし、株式譲渡制限会社については、定款で、これらの任期を最長選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで伸長することができるものとする。
	取締役 会の書 面決議	譲渡制限株式会社において、取締役全員の同意を要件に取締役会の書面決議を認めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意をし、かつ、業務監査権限を有する監査役が設置されている場合には各監査役が特に意見を述べることがないときは、書面又は電磁的記録による決議をすることができる旨を定款で定めることができるものとする。 代表取締役(代表執行役)等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会については、厳に開催することを要するものとする等の措置を講ずるものとする。

会社法改正に係る論点比較表

		中小企業政策審議会・企業制度部会 「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」	法制審議会・会社法部会 「会社法制の現代化に関する要綱案(第三次案)」
設立	最低資本金規制	株式会社、有限会社について、最低資本金規制を大幅に引き下げ又は廃止。	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社の設立に際して出資すべき額については、下限額の制限を設けないものとする。 資本金の額にかかわらず、純資産額が300万円未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に配分することができないものとする。
	会社の目的記載の柔軟化	<p>会社の目的記載の登記実務の運用を緩和し、包括的な記載を認めるべき。</p> <p>【参考：商法】 第19条 他人が登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ 第20条 商号ノ登記ヲ為シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ対シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ 同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ他人ノ登記シタル商号ヲシヨウスル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会社に係る商法19条及び商業登記法27条による規制は、廃止するものとする。 会社に係る不正競争目的の商号使用の差止め等に関する規定(商法20条)は、削除するものとする。 既に登記されている他の会社と同一の住所の会社は、行う営業のいかんにかかわらず、当該他の会社と同一の商号を登記することができないものとする。
株式・持分	相続・合併時の株式移転の制限	譲渡制限株式会社においては、定款の定めにより、ある者が譲渡以外の事由(相続・合併)により譲渡制限株式(持分)を取得した場合には当該会社の承認を要することとする等、株主の分散を防止する措置をとることができるようにすべき。	定款で相続及び合併による譲渡制限の定めのある株式の移転についても承認の対象とする旨を定めることができるものとする。

会社法改正に係る論点比較表

		中小企業政策審議会・企業制度部会 「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」	法制審議会・会社法部会 「会社法制の現代化に関する要綱案(第三次案)」
株式・持分	自己株式の取得	<p>定時総会だけでなく、期中の総会決議でも可能とすべき。</p> <p>【参考：商法】 第210条 会社が自己ノ株式ヲ買受クルニ八本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外定時総会ノ決議アルコトヲ要ス 前項ノ決議ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス 一 決議後最初ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額 二 特定ノ者ヨリ買受クルトキハ其ノ者 第二項第二号ニ定ムルトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス</p>	<p>市場取引・公開買付け以外の方法による自己株式の有償取得手続については、次のとおりとするものとする。</p> <p>株主総会の普通決議により、有償取得する株式の種類、総数及び総額並びに1年を超えない範囲内の取得期間(で定める一回の取得における条件を付するときは、その内容を含む。)を決議し、取締役(取締役会を設置する株式会社にあつては、取締役会。 において同じ。)に対し授権することができる。</p> <p>の株主総会の決議においては、授権に係る自己株式の取得の際に譲渡人となる株主を定めることができる。</p> <p>の決議後、取締役(取締役会を設置する株式会社にあつては、取締役会。)は、取得する株式の種類及び数、一株当たりの取得価格、取得請求期間並びに価額の総額を決定し、株主(の場合は、譲渡人となる株主)全員に対して通知又は公告をする。</p> <p>株主は、 の取得請求期間内に、取得を請求する株式の種類及び数を株式会社に通知して株式の取得請求をすることとし、株式会社は、請求した株主の株式を取得する。</p>
計算	計算書類の公告	<p>有効性について検証し、義務の必要性も含め見直すべき。</p>	<p>・株式会社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならないものとする。</p> <p>・損益計算書又はその要旨を公告しなければならない株式会社の範囲は、会計監査人を設置することが義務付けられる会社とするものとする。</p>

会社法改正に係る論点比較表

		中小企業政策審議会・企業制度部会 「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」	法制審議会・会社法部会 「会社法制の現代化に関する要綱案(第三次案)」
合名・合資会社	一人会社の存続	合名会社・合資会社についても一人会社を認めるべき。	(合名会社関係) 社員一人のみの合名会社の設立及び存続を認めるものとする。
	有限会社・株式会社への組織変更	合名会社・合資会社から有限会社・株式会社への組織変更を認めるべき	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会社・合資会社・合名会社は、社員全員の同意により、株式会社に組織を変更することができるものとする。 ・株式会社は、株主全員の同意により、合同会社・合資会社・合名会社に組織を変更することができるものとする。 ・会社がその組織を変更する場合には、債権者保護手続を要するものとし、合資会社・合名会社が株式会社に組織変更する場合には、知っている債権者への個別催告をすべき債権者保護手続を要するものとする。
その他	株式会社と有限会社の規律の一体化	<p>以上に述べた論点について見直しが行われた場合、有限会社法と譲渡制限株式会社の規定に大きな相違はなくなることとなる。(中略)その結果、法制的には、有限会社法を株式会社法制に一本化してはどうかという議論も予想される。(中略)その際には、下記の諸点について十分に配慮することが必要である。</p> <p>既存の会社については、商号(有限会社、株式会社)が従来どおり使用できるようにすること。 定款変更等何らかの手続について過度の負担が生じないこと(登記手続や費用、登録免許税も含む)。 既存の会社にとって規制強化とならないこと(従来 の運営の維持) 名称や法律の規定の仕方によって、譲渡制限会社に対する差別感が出ないようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の株式会社と有限会社の両会社類型について、これらを統合し、1つの会社類型(株式会社)として規律するものとする。 ・会社法施行後に設立される株式会社については、「株式会社」の文字を商号中に使用するものとする。 ・現行の有限会社法に基づき設立された会社については、会社法施行後も、引き続き従前の規律を維持するための所要の経過措置を設けるものとする。